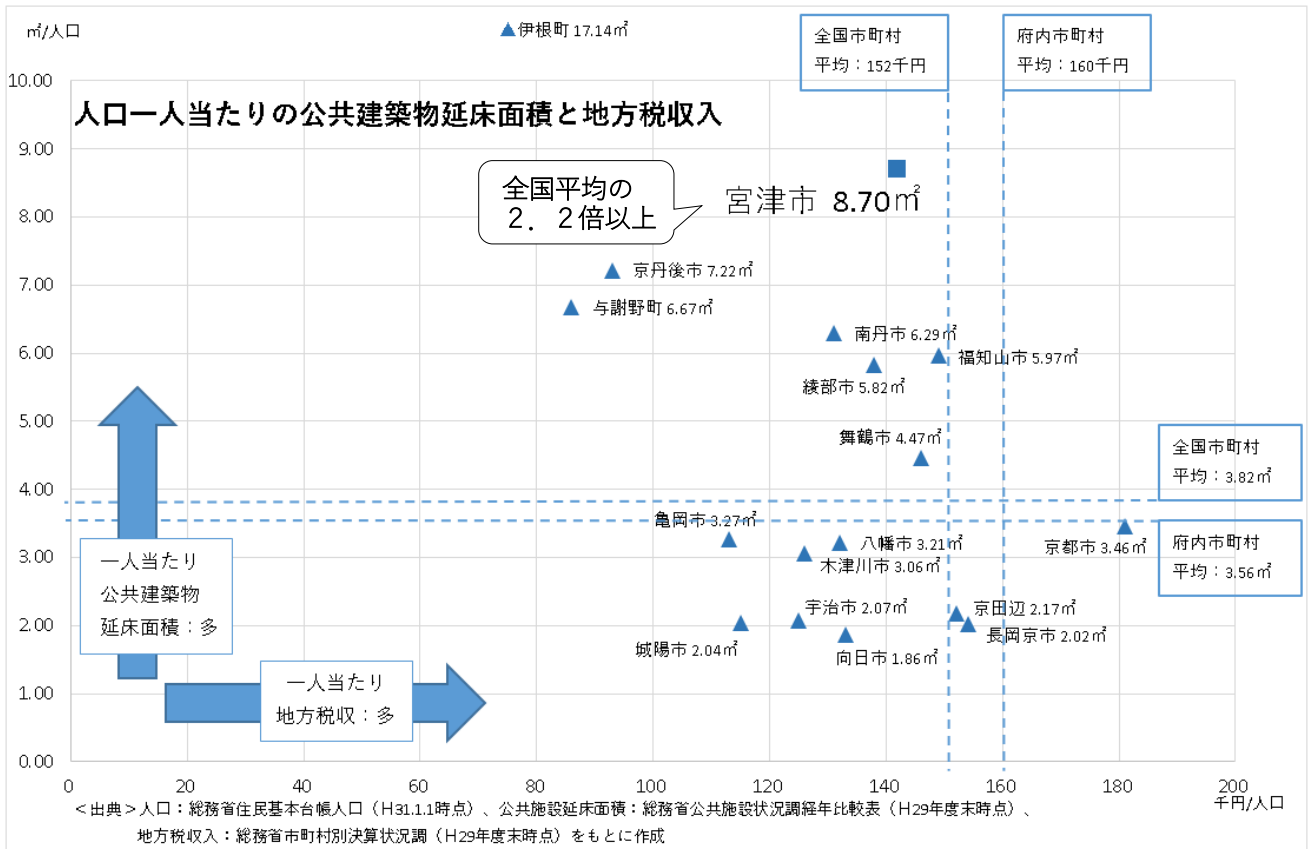


宮津市公共施設再編方針書(案) <概要版>

I. 公共施設再編する背景

- 本市では、国のインフラ長寿命化基本計画に基づき、平成 28 年 3 月に「宮津市公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）を策定したが、引き続き、同計画に基づき個別施設毎の具体的な対応方針を定める「個別施設計画」を令和 2 年度までに策定する必要がある。また、国の研究会では、市町村があらゆる公共施設を揃える「フルセット行政」からの脱却が必要とされている。
- 本市の人口は、昭和 30 年には 36,200 人であったが平成 27 年には 18,426 人となった。国立社会保障・人口問題研究所の推計人口では令和 27 年には、さらに半減し 9,436 人まで減少すると見込まれている。
- 人口減少等に伴い既存の公共施設の利用率が低下しているにもかかわらず、市民一人当たりの公共建築物延床面積は 8.7 m²/人で、全国平均の 2.2 倍もある。
- 公共建築物の中、築 30 年以上経た施設が 58%、昭和 56 年以前の旧耐震基準の施設が 34%存在していることから、老朽化対策、耐震化対策が必要となっている。
- 今後、老朽化が進み一斉に大規模改修、建替え等が必要になる時期を迎え、多額の財政負担が想定される。更新できなければ安全性の確保が困難となる。
- 本市の財政状況は非常に厳しい状況（非常事態）にあり、平成 30 年秋に公表した今後 5 年間の財政見通しにおいては約 40.9 億円の財源不足が見込まれ、財政健全化に向けた取組みを全庁上げて進めている。
- 財政健全化に向けた取組の中で、公共施設マネジメントを重点的な取組として実施し、有利な財源を取り入れながら施設総量を削減し、維持管理費用や更新費用等を抑制していく必要がある。
- 人口減少、財政非常事態の状況において行政サービスを継続し、持続可能な地域、まちづくりを進めていくためには、公共施設の集約、休止、譲渡等による再編が必要である。



Ⅱ. 公共施設の再編方針書

1. 目的

総合管理計画に基づき、個別具体の施設についての再編方針（集約化、休止、譲渡等）を取りまとめる。再編方針は、本市の背景を踏まえ、子どもや若者へ過大な修繕・更新費等の将来負担を残さないため、サービスの選択と集中等による公共施設の最適配置等を進めることにより、財政負担の軽減・平準化を行うもの。

2. 計画期間

総合管理計画に合わせて「令和2年度～令和7年度」を再編方針の期間とする。（策定過程では10年先を想定しつつ「財政健全化に向けた取組」に掲げた施設を先行して実施）

3. 計画の対象施設

- ・再編方針書で対象とする公共施設は、本市が保有している公共施設のうち公共建築物及び児童遊園とする。
- ・本市の公共建築物は、224施設、延床面積で約14.1万㎡となる。
- ・学校施設、市営住宅、都市公園、道路・河川等のインフラ、上下水道施設については、それぞれの策定する長寿命化計画において規定するため対象外とする。

Ⅲ. 施設再編の5つの視点

1. サービスの選択と集中（市民サービスの維持・確保）

- ・行政以外でもサービスの提供・補完が可能なものは、休止・廃止し、市は行政で担うべきサービスに集中するとともに、サービス供給の適正化を図る。
- ・サービスの需要に対して供給が過大な施設（利用者の少ない施設など）は、集約・統合等により適正規模の施設で効果的なサービス供給を図る。

2. 施設の適正管理（老朽化施設・旧耐震基準建物の再編並びに更新・大規模修繕）

- ・老朽化や旧耐震基準により安全性が確保できない施設は、早期に休止するとともに、まずは、他の市有施設、他の自治体施設、民間施設等へのサービスの移転を検討する。
- ・民間活力の導入を期待できる施設は、PPP/PFI※による民間資金・民間手法の活用を目指し企業へのサウンディング調査（民間事業者との対話を通じ、市場性の有無や実現可能性の把握、民間事業者が有するアイデアの収集等を行う市場調査）等を実施する。
- ・大規模改修や更新を必要とする施設は、複合化を基本に時期や規模等を充分検討する。
- ・継続使用する施設は、適正な維持管理及び計画的な改修等を行い、利便性の向上に努める。

※PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）とは、公と民が連携して公共サービスの提供を行うもの

PFI（プライベート・ファイナンス・インフラ）とは、公共施設等の建築・維持管理・運営等を民間部門（プライベート）のもつ経営ノウハウや資金（ファイナンス）を活用することで、低廉かつ良質な公共サービスを提供することを目的とする公共事業の一手法

3. 遊休施設及び再編に伴い不要となる施設の譲渡等

- ・遊休施設及び再編に伴い不要となる施設は、まずは現状有姿のままでの有償譲渡等を進める。
- ・現状有姿での有償譲渡等が馴染まない施設は、当面休止とし、緊急性が高いものから計画的に除却する。

4. 受益者負担の原則化

- ・施設の使用やサービスの利用は、受益者負担を原則とし、施設利用者やサービス利用者の受益の範囲内で使用料・手数料の見直しを検討する。
- ・将来にわたり施設を維持するため、無料施設の有料化を検討する。

5. 優先順位に沿った迅速な実施

- ・各施設の状態や運営状況を鑑みたうえで段階的な目標を定め、そのうえで優先順位の高い施設から早期に実施段階へと進める。
- ・具体的な優先順位は、
 - (1) 老朽化や旧耐震基準により、安全性が確保できない施設
 - (2) 利用者が少ない、または、特定の者が利用する施設
 - (3) 市場価値が高いなど、民間や地元へ有償譲渡等できる可能性が高い施設
- ・実施までに時間を要する施設については、早い段階から個別に検討を行っていく。
- ・施設状況に応じ、目標フェーズを定め実施する。
 - 目標フェーズ 1（優先して実施）：概ね 5 年以内の実施を目標
 - 目標フェーズ 2（早期に実施）：概ね 5 年超～10 年以内の実施を目標
 - 目標フェーズ 3（実施の検討）：概ね 10 年超での実施に向けて検討

IV. 主な施設の再編方針 ※個別施設毎の具体の対応方針は別紙参照

○地区公民館・地区連絡所含む（地域コミュニティ施設）

- ・旧耐震基準等により安全性が確保できない施設は、複合化や廃校となった学校施設等へ機能移転する。また、将来の人口減少予測を踏まえ、施設の機能集約も含めて、今後のあり方を検討する。

○公立保育所（学校教育施設及び子育て支援施設）

- ・入所児童数が減少していることから、市内の保育サービスの維持を図りながら統廃合を検討する。

○宮津会館（市民文化系施設）

- ・耐用年数 50 年を超えて老朽化が著しく、耐震診断結果から I_s 値（構造耐震指標）の最小値が 0.23 で耐震安全性（0.6 以上）を満たしておらず、吊天井の落下の危険もあること、また、大規模改修に約 10 億円以上の多額の経費が見込まれ、人口から施設規模も過大であることから、本市が単独で維持することは困難であり、令和 2 年度末をもって宮津会館を休止する。
- ・宮津会館の機能の確保に向けた方策として、民間活用（サウンディング調査：島崎エリア一帯のみやづ歴史の館及び周辺の市有地を活用した民間活用の市場調査）や有利な財源の確保、有識者等の助言の聴取等を実施していく。
- ・民間活用等が不調となった場合は、近隣他市町との連携や近隣施設等での代替活用を図ることとし、宮津会館を廃止する。

○みやづ歴史の館（地域コミュニティ施設、市民文化系施設）

- ・施設の継続使用を前提に、宮津会館と一体的にサウンディング調査を実施し、民間活用を検討する。
- ・民間活用が不調となった場合、中央公民館機能は他の公共目的も含め活用を検討、文化ホール機能は継続使用、歴史資料館は施設の移転・廃止も含め今後のあり方を検討する。

○観光交流センター立体駐車場（観光関連施設）

- ・浜町エリア全体の活性化や収益性の向上のため、24 時間営業や駐車料金の見直しなどを検討する。

○世屋高原家族旅行村・体験実習館しおぎり荘（観光関連施設）

・令和2年度末をもって指定管理を廃止した上で、京都府と共に世屋高原家族旅行村全体のあり方を検討する。

○庁舎（その他施設）

・耐用年数50年を超えて老朽化が著しく、耐震診断結果からIs値の最小値が0.1で耐震安全性（0.6以上）を満たしていないこと、また、大規模改修に約15億円以上の多額の経費が見込まれることから、今後の庁舎のあり方について民間資金の確保なども含め検討しながら、具体の対応方針を早期に策定する。

○火葬場（その他施設）

・老朽化が著しく、今後のあり方について検討委員会の提言を踏まえて検討する。

○し尿処理場（その他施設）

・更新することとし、令和2年度に新施設の基本設計を行い計画的に整備する。

○公衆便所（その他施設）

・公衆便所は、使用状況（使用量）を踏まえ、下水道接続済みまたは隣接道路で接続可能な公衆便所であつ利用の多い公衆便所は維持し、下水化等を実施する。

・それ以外の公衆便所は、基本、市で除却するが、地元管理を希望される場合は無償譲渡する。

○児童遊園

・少子化に伴い施設利用者が減少していることを踏まえ地域毎に拠点となる施設へ機能集約する。集約した施設は定期的な遊具の更新等を行う。

・集約した施設以外については、老朽化した遊具の除却や民間への有償譲渡に努める。有償譲渡までの間、地元活用を検討する。

V. 施設再編の効果（概算試算）

・対象施設について、現在の施設規模のまま維持し続ける場合を想定した「単純更新パターン」と、再編を行った「再編パターン」を試算し、それぞれの修繕・更新（概算事業）費計を比較した差異を効果額とした。

【効果額の試算結果】

| | 10年間（2020～2029） 修繕・更新費計（億円） | 30年間（2020～2049） 修繕・更新費計（億円） |
|--------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 単純更新パターン ① | 270.8 | 750.6 |
| 再編パターン ② | 183.5 | 524.1 |
| 効果額（①-②）※1.2 | 87.3 | 226.4 |

※1 小数点以下第2位を四捨五入をしているため、端数が合わない場合があります。
2 上記金額は直接工事費による試算であり、仮設費等の諸経費は含んでいません。

【削減面積の試算結果】

| | 10年間（2020～2029） 延床面積（万㎡） | 30年間（2020～2049） 延床面積（万㎡） |
|------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 単純更新パターン ① | 14.1 | 14.1 |
| 再編パターン ② | 11.9 | 9.8 |
| 削減面積（①-②） | 2.1（15%削減） | 4.3（30%削減） |

～ 宮津市企画財政部財政課資産活用係 ～

TEL:0772-45-1611(直通) E-mail: zaisei@city.miyazu.kyoto.jp

個別施設毎の具体の対応方針一覧

別紙

<フェーズ1>概ね5年以内の実施を目標

| 施設名 | 方針 | 対応 |
|----------------------------|-------------|--|
| (1) 地域コミュニティ施設 | | |
| みやづ歴史の館（中央公民館、共有スペース） | 用途転用 | 「島崎エリアの民間活用による活性化計画のためのサウンディング調査」において他の市有施設との統合を検討する。民間活用が不調となった場合、他の公共目的も含め活用を検討する。 |
| 上宮津地区公民館（公民館） | 譲渡・除却 | 旧上宮津小学校校舎へ機能移転する方向で協議する。 |
| 日置地区公民館（公民館） | 譲渡・除却 | 旧日置中学校校舎へ機能移転する。 |
| 上司共同集会所 | 譲渡 | 地元自治会が専用使用している施設であるため、当該自治会へ現状のまま無償譲渡する方向で協議する。 |
| 国分共同集会所 | 譲渡 | （同上） |
| 日置共同集会所 | 譲渡 | （同上） |
| 大島共同集会所 | 譲渡 | （同上） |
| 城内集会所 | 譲渡 | （同上） |
| 城東会館 | 譲渡 | （同上） |
| 中津地区集会所 | 譲渡 | （同上） |
| 木子自治会集会所 | 譲渡 | （同上） |
| 岩ヶ鼻自治会集会所 | 譲渡 | （同上） |
| (2) 学校教育施設及び子育て支援施設 | | |
| 学習の家 | 譲渡・除却 | 市街地で適切な代替施設を確保し機能移転する。施設は有償譲渡等の方向で見直す。 |
| 福祉教育総合プラザ（にっこりあ） | 継続使用 | 子育て支援の拠点施設として、遊具の定期的な更新等魅力向上に努めるとともに、有料化を検討する。 |
| 上宮津保育所 | 譲渡・除却 | 入所児童数が減少しており、今後の保育サービスの維持を図りながら統廃合を検討する。施設は譲渡等の方向で見直す。 |
| (3) 市民文化系施設 | | |
| 宮津会館 | 除却・休止 | 耐震安全性を満たしておらず吊天井落下の危険性もあることから、令和2年度末をもって休止する。人口規模に比べて過大であるため、音楽ホール確保を条件とした島崎エリアの民間活用による活性化計画のためのサウンディング調査を行う。困難な場合は廃止する。 |
| みやづ歴史の館（文化ホール） | 用途転用・継続使用 | 音楽ホール確保を条件とした島崎エリアの民間活用による民間活性化計画のためのサウンディング調査を行う。応募があれば用途転用し、民間活用が不調となった場合、文化ホールは宮津会館の機能代替として継続使用する。 |
| みやづ歴史の館（歴史資料館） | 用途転用・継続使用 | 「島崎エリアの民間活用による活性化計画のためのサウンディング調査」の結果を踏まえ、施設の移転・廃止も含め、今後のあり方を検討する。 |
| (4) スポーツ施設 | | |
| 市民体育館（体育館） | 継続使用・集約化 | 宮津会館廃止の場合、そのイベント等の代替機能として音響設備・移動ステージ等の必要な整備を行う。 |
| (5) 観光関連施設 | | |
| 観光交流センター（立体駐車場） | 継続使用 | 浜町エリア全体の活性化や収益性の向上のため、24時間営業や駐車料金の見直しなどを検討する。 |
| 田井宮津ヨットハーバー | 継続使用 | 海を活かした宮津市の活性化施設とするため、施設運用方法等を検討する。 |
| 世屋高原家族旅行村（体験実習館しおぎり荘） | 休止・貸付・譲渡・除却 | 令和2年度末をもって指定管理を廃止した上で、京都府と共に世屋高原家族旅行村全体のあり方を検討する。 |
| (6) 産業系施設 | | |
| シルバー人材センター事務所（旧ふれあい交流館） | 継続使用・譲渡 | 島崎エリアの民間活用による活性化計画のためのサウンディング調査を行い、民間活用とする場合は民間譲渡し、事務所機能を移転する。 |
| 杉末共同作業所（宮村） | 譲渡 | 地元自治会が専用使用している施設であるため、当該自治会へ現状のまま無償譲渡する方向で協議する。 |
| 杉末農機具保管庫（杉末） | 譲渡 | （同上） |
| 杉末農機具保管庫（宮村） | 譲渡 | （同上） |
| 上司共同作業所・農機具保管庫 | 譲渡 | （同上） |
| 国分共同作業所 | 譲渡 | （同上） |
| 日置農機具保管庫 | 譲渡 | （同上） |
| 大島共同作業所 | 譲渡 | （同上） |
| 林業振興センター | 譲渡 | 指定管理者へ現状のまま譲渡する方向で協議する。 |
| 竹資源管理センター 便所 | 譲渡 | 現貸付者に譲渡する方向で協議する。 |
| (8) 保健・福祉系施設 | | |
| デイサービスセンター松寿園 | 除却 | 社会福祉法人へ無償譲渡のうえ除却する。デイサービスは、社会福祉法人所有の新施設で提供する。 |
| 高齢者ふれあい交流施設 | 譲渡 | 地域活性化に資する提案を条件とするプロポーザルによる民間譲渡を行う。京街道児童遊園の一体活用に向けて地元自治会と協議する。 |
| 杉末老人憩の家 | 譲渡 | 地元自治会が専用使用している施設であるため、当該自治会へ現状のまま無償譲渡する方向で協議する。 |

| 施設名 | 方針 | 対応 |
|----------------------------|---------|---|
| 養老地区公民館（せんごく） | 用途転用 | 現在休止中。複合施設であり、施設全体の中で活用方法を検討する。 |
| 養老地区公民館 （せんごく車庫） | 譲渡 | 単独施設であり、現状のまま譲渡する方向で検討する。 |
| 日置診療所 | 譲渡・除却 | 施設の老朽化が著しいため、廃止の方向で検討する。 |
| (9)-①庁舎関係 | | |
| 旧宮津高等職業訓練校 | 譲渡・除却 | ふるさと産品作業場の移転先を確保した後、現状のまま譲渡する方向で進める。 |
| (9)-②地区連絡所 | | |
| 上宮津地区公民館 （地区連絡所） | 譲渡・除却 | 旧上宮津小学校校舎へ機能移転する方向で協議する。 |
| 日置地区公民館（地区連絡所） | 譲渡・除却 | 旧日置中学校校舎へ機能移転する。 |
| (9)-③公共交通関係 | | |
| 宮津ターミナルセンター | 継続使用 | 駅舎内の空きスペース等の有効活用策を検討する。 |
| 天橋立ターミナルセンター | 継続使用 | 駅隣接の駐車場区画を有料化し、収益向上を図る。 |
| 天橋立駐車場 | 継続使用 | 機械化による24時間化を行い、利便性と収益の向上を図る。 |
| (9)-④生活衛生関係 | | |
| 清掃工場 | 用途転用・除却 | R2.4に宮津与謝クリーンセンターへ機能移転する。跡地活用について地元協議を進める。 |
| 粗大ゴミ処理施設 | 用途転用・除却 | （同上） |
| リサイクルセンター | 用途転用・除却 | （同上） |
| (9)-⑤公衆便所 | | |
| 金引公園（便所） | 譲渡・除却 | 利用者が限定的であること、下水道本管から距離があり水洗化には多額の費用が必要なことから用途廃止し除却する。ただし、地元管理で継続を希望する場合は施設を現状のまま地元へ無償譲渡する。 |
| 喜多駅前広場公衆便所 | 譲渡・除却 | 駅利用者の使用は限定的であること、下水道本管から距離があり水洗化には多額の費用が必要なことから用途廃止し除却する。ただし、地元管理で継続を希望する場合は施設を現状のまま地元へ無償譲渡する。 |
| 越浜海岸公衆便所 | 譲渡・除却 | 夏季のみの開放で利用者が限定的であること、水洗化には浄化槽設置に多額の費用が必要なことから用途廃止し除却する。ただし、地元管理で継続を希望する場合は施設を現状のまま地元へ無償譲渡する。 |
| 由良中央公衆便所 | 除却 | 海岸沿いに府有の公衆便所（水洗化）があること、水洗化には浄化槽設置に多額の費用が必要なことから用途廃止し除却する。ただし、夏季の海水浴シーズンには仮設トイレを設置する。 |
| 宝山共同便所 | 譲渡・貸付 | 地元自治会が専用使用している施設であるため、当該自治会へ現状のまま無償譲渡する方向で協議する。 |
| 文珠公民館横公衆便所 | 譲渡・除却 | 付近の天橋立ターミナルセンター、天橋立公園内にトイレがあること、水洗化済であるが洋式化等の改修費が必要であることから用途廃止し除却する。ただし、地元管理で継続を希望する場合は施設を現状のまま地元へ無償譲渡する。 |
| 日置公衆便所 | 譲渡・除却 | 利用者が限定的であること、水洗化には浄化槽設置に多額の費用が必要なことから用途廃止し除却する。ただし、地元管理で継続を希望する場合は施設を現状のまま地元へ無償譲渡する。 |
| (9)-⑥公園関係 | | |
| 亀ヶ丘児童遊園（便所） | 譲渡・除却 | 児童遊園と同時に用途廃止し、児童遊園敷地とセットで、現状のまま譲渡する方向で進める。 |
| 安寿の里もみじ公園（便所） | 譲渡・除却 | 現在休止中であり、便所機能としては廃止する。もみじ公園全体の民間活用の可能性を検討する。 |
| (9)-⑦消防関係 | | |
| 日置分団上世屋地区支援隊車庫 | 譲渡 | 消防団の統合に伴い用途廃止する。借地返還に伴い、土地所有者の了解を得た上で、建物を解体せず現状のまま返還する。 |
| (9)-⑧遊休施設 | | |
| 宮津市職員互助会館 （母屋、離れ、土蔵、倉庫） | 譲渡 | R1.9末で互助会館の閉鎖。跡地は、R2.3に老朽化の著しい土蔵を解体する条件付で一般競争入札を実施したが不調となった。引続き譲渡の方向で検討する。 |
| 旧宮津市公設市場 | 譲渡 | H29.3末で公設市場の閉鎖。R2.2に跡地の有効活用事業者を選定する公募型プロポーザルを実施し、R2.3に現状のまま土地建物を有償譲渡した。 |
| 旧労働会館 | 除却 | R1.10末で施設閉鎖。跡地活用は、建物の除却費は市が負担する前提で、島崎エリアの民間活用による活性化計画のためのサウンディング調査を行う。 |
| 旧宮津市立図書館 | 除却 | R29.11末の図書館移転に伴い施設閉鎖。跡地活用は、建物の除却費は市が負担する前提で、島崎エリアの民間活用による活性化計画のためのサウンディング調査を行う。 |
| 櫻山公園内公衆便所 | 除却 | 廃止施設のため、計画的に除却する。 |
| 旧前尾記念文庫 （中央公民館宮津分館） | 用途転用 | R29.11末の図書館移転に伴い施設閉鎖。跡地活用は、新耐震の建物であり継続使用が可能なことから、他の公共目的への用途転用を検討する。島崎エリアの民間活用による活性化計画のためのサウンディング調査に関連し、歴史資料館の移転先の一案とする。 |

| 施設名 | 方針 | 対応 |
|-----------------------|-------------|---|
| 旧福祉センター | 譲渡 | H31.3末でささえあいセンターへ機能移転し施設閉鎖。現状のまま土地建物を有償譲渡することとし、R2年度中に一般競争入札の実施を予定している。 |
| 旧上宮津小学校（校舎） | 用途転用・貸付 | H27.3で閉校、用途廃止。上宮津地区公民館の機能移転や、地域活性化目的での活用等で地元協議を進める。 |
| 田井宮津ヨットハーバー（水産加工販売施設） | 用途転用 | 田井宮津ヨットハーバー建物内の施設であり現在休止中。今後の活用は、ヨットハーバー本体の活用計画の中で検討する。 |
| 由良幼稚園 | 休止・貸付・譲渡・除却 | 休園中の施設。用途廃止後の活用について地元協議を進める。 |
| 旧日置中学校（校舎） | 用途転用・貸付 | H26.3末で閉校、用途廃止。R2改修工事の上、日置地区公民館の機能移転を行い複合化する。施設の空きスペースは、引続き民間活用等を検討する。 |
| 旧日置中学校（体育館ほか） | 休止・貸付・譲渡・除却 | （同上） |
| 旧養老中学校（校舎） | 譲渡・貸付 | H29.3末で閉校、用途廃止。地元合意の上、文部科学省による「未来につながるみんなの廃校プロジェクト」にエントリーし民間活用の提案を募集している。 |
| 旧養老中学校（倉庫ほか） | 休止・貸付・譲渡・除却 | （同上） |
| (10) 児童遊園 | | |
| 浜公園 | 除却・譲渡等 | 他の施設に集約 |
| 亀ヶ丘児童遊園 | 除却・譲渡等 | （同上） |
| 京街道児童遊園 | 除却・譲渡等 | （同上） |
| 波路町児童遊園 | 除却・譲渡等 | （同上） |
| 波路児童遊園 | 除却・譲渡等 | （同上） |
| 問屋町児童遊園 | 除却・譲渡等 | （同上） |
| 第1旭が丘児童遊園 | 除却・譲渡等 | （同上） |
| 第2旭が丘児童遊園 | 除却・譲渡等 | （同上） |
| 鳥が尾第1児童遊園 | 除却・譲渡等 | （同上） |
| 天神児童遊園 | 除却・譲渡等 | （同上） |
| 新宮児童遊園 | 除却・譲渡等 | （同上） |
| タヶ丘児童遊園 | 除却・譲渡等 | （同上） |
| 岩ヶ鼻児童遊園 | 除却・譲渡等 | （同上） |

<フェーズ2>概ね5年超～10年以内の実施を目標

| 施設名 | 方針 | 対応 |
|----------------------------|---------|--|
| (2) 学校教育施設及び子育て支援施設 | | |
| 日置保育所 | 譲渡・用途転用 | 入所児童数が減少しており、今後の保育サービスの維持を図りながら統廃合を検討する。施設は譲渡等又は用途転用の方向で見直す。 |
| 養老保育所 | 譲渡・用途転用 | 入所児童数が減少しており、今後の保育サービスの維持を図りながら統廃合を検討する。施設は譲渡等又は用途転用の方向で見直す。 |
| (5) 観光関連施設 | | |
| B&G海洋センター（プール更衣室） | 廃止・除却 | 廃止に向けて関係機関と協議する。 |
| B&G海洋センター（艇庫） | 貸付・譲渡 | 施設利用団体が専用使用している施設であるため、当該団体へ現状のまま無償譲渡する方向で協議する。 |
| (9) -①庁舎関係 | | |
| 宮津市役所（本館） | 更新 | 耐震安全性を満たしておらず、老朽化も著しい。今後の庁舎のあり方についてPPP/PFIによる民間資金・民間手法の活用なども検討しながら、具体的な対応方針を早期に策定する。 |
| 宮津市役所（新館） | 更新 | （同上） |
| 宮津市役所（別館） | 更新 | （同上） |
| 波路 防災・観光倉庫 | 譲渡・除却 | 清掃工場等跡地の用途転用後に機能移転した後、現状のまま譲渡する方向で検討する。 |
| 波路 バス車庫 | 譲渡・除却 | （同上） |
| 波路 建設資材倉庫 | 譲渡・除却 | （同上） |
| (9) -④生活衛生関係 | | |
| 火葬場 | 除却 | 老朽化が著しい施設の今後のあり方について「市火葬場あり方検討委員会」の提言を踏まえて、今後の対応方針を検討する。 |
| し尿処理施設 | 更新 | し尿・浄化槽汚泥の衛生処理機能の安定を図るため、新施設（下水道希釈投入施設）を計画的に整備する。 |
| (9) -⑥遊休施設 | | |
| 宮津コミュニティ防災拠点施設 | 用途転用 | 浸水想定区域内であり防災倉庫は用途廃止。隣接する宮小倉庫としての活用を検討する。 |
| (10) 児童遊園 | | |
| 漁師町（消防車庫横） ※借地 | 除却 | 他の施設に集約 |
| 百合が丘児童遊園 ※借地 | 除却 | （同上） |
| 中津児童遊園 ※借地 | 除却 | （同上） |
| 鏡ヶ浦児童遊園 ※借地 | 除却 | （同上） |
| 港児童遊園 ※借地 | 除却 | （同上） |
| 日置浜児童遊園 ※借地 | 除却 | （同上） |

<フェーズ3>概ね10年超の実施に向けて検討

| 施設名 | 方針 | 対応 |
|-------------------------|-------------|--|
| (1) 地域コミュニティ施設 | | |
| 世屋地区公民館（公民館） | 休止・貸付・譲渡・除却 | 将来の人口減少予測を踏まえ、持続可能な地域づくりの視点に施設の機能集約も含めて、公民館の今後のあり方を検討する。 |
| 日ヶ谷地区公民館（公民館） | 休止・貸付・譲渡・除却 | 将来の人口減少予測を踏まえ、持続可能な地域づくりの視点に施設の機能集約も含めて、公民館の今後のあり方を検討する。 |
| (4) スポーツ施設 | | |
| 日ヶ谷地区社会教育活用施設 | 休止・貸付・譲渡・除却 | 将来の人口減少予測を踏まえ、広域的な地域活性化の観点から機能集約を検討する。 |
| (5) 観光関連施設 | | |
| 天橋立ユース・ホステル | 譲渡 | 現在、京都ユースホステル協会に無償貸付中。現状のまま無償譲渡する方向で協議する。 |
| 世屋体験教室実習棟 | 譲渡 | 有償貸付中。現状のまま譲渡の方向で協議する。 |
| (9) -②地区連絡所 | | |
| 世屋地区公民館（地区連絡所） | 休止・貸付・譲渡・除却 | 将来の人口減少予測を踏まえ、持続可能な地域づくりの視点に施設の機能集約も含めて、公民館の今後のあり方を検討する。 |
| 日ヶ谷地区公民館（地区連絡所） | 休止・貸付・譲渡・除却 | 将来の人口減少予測を踏まえ、持続可能な地域づくりの視点に施設の機能集約も含めて、公民館の今後のあり方を検討する。 |
| (9) -⑥遊休施設 | | |
| 旧大江山スキー場（レストハウス他） | 譲渡・貸付 | 地元自治会へ現状のまま無償譲渡する方向で進める。不調の場合は、地元費用負担での無償貸付とする。 |
| 大江山バンガロー村 | 休止・貸付・譲渡・除却 | 休止中の施設。老朽化が著しいため、用途廃止の上、今後の活用について地元協議を進める。 |
| 大江山ロッジ | 休止・貸付・譲渡・除却 | （同上） |
| 旧大江山スキー場（運転室ほか） | 譲渡・除却 | リフト施設の一体施設であり、用途廃止。 |
| 田井自然教育活用センター（旧校舎、体育館ほか） | 譲渡 | 空き施設であり、現状のまま譲渡する方向で進める。 |
| 由良農林漁業体験実習館 | 譲渡 | （同上） |
| 旧府中教員住宅 | 譲渡 | （同上） |
| 旧下世屋市営住宅 | 譲渡 | （同上） |
| 養老小学校（職員住宅） | 譲渡 | （同上） |
| 波見の里センター | 譲渡 | （同上） |
| 旧養老教員住宅 | 譲渡 | （同上） |
| 波見余暇活用センター | 譲渡 | （同上） |
| 日ヶ谷保育所 | 休止・貸付・譲渡・除却 | 休所中の施設。老朽化が著しいため、用途廃止後の活用について地元協議を進める。 |
| 旧日ヶ谷小学校 | 休止・貸付・譲渡・除却 | 空き施設。現状のまま譲渡する方向で進める。 |